

県在宅重度障害者手当 等に関する所得状況届 等を提出ください

県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を受給されている方は、年1回の所得状況届または現況届の提出が必要です。この届出がない場合は、引き続き手当を受けられなくなります。

手当を受けることができるのは下表に該当する方です。届出書類については福祉課より送付します。必要事項を記入の上、役場1階福祉課の窓口へ提出してください。

また、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護保険適用の介護療養型医療施設・障害者支援施設などの施設に入所している方や病院に3か月以上入院されている方は、県在宅重度障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受けられません。喪失の手続をしてください。

提出期間

・県在宅重度障害者手当 8月1日(金)～29日(金)

・特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当 8月12日(火)～9月11日(木)

提出先・問合せ

福祉課福祉グループ
☎ 28・0912

耐震診断・ブロック塀 等撤去費補助制度を 利用ください

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅または危険ブロック塀の耐震対策を目的に各種補助制度を設けています。耐震・減災のためまず

対象者一覧

手当の種類	国・県の別	対象となる方
県在宅重度障害者手当	県	身体障害者1級または2級の手帳所持の方。知的障害者でIQ35以下の方。身体障害者3級および知的障害者IQ50以下の方
特別障害者手当	国	20歳以上の方で身体障害者2級以上の障がい重複して有する方、または身体障害者2級以上の障がいを有し、知的障害IQ20以下の方
障害児福祉手当	国	20歳未満の児童で身体障害者1級の障がいを有する児童、または知的障害IQ20以下の児童
特別児童扶養手当	国	身体障害者1級から3級または知的障害IQ50以下の障がい、病状のある20歳未満の児童を育てている保護者

※国制度と県制度の手当を同時に受給することはできません。

は無料の耐震診断をお申込みください。

無料耐震診断

専門の診断員が訪問し、1時間程度の診断を行い、後日、結果報告書をもとに耐震改修を行った場合の概算工事費や一般的な補強のアドバイスをを行います。

その他補助制度一覧

・耐震改修費補助制度
・除却費補助制度
・段階的耐震改修費補助制度
・耐震シェルター整備費補助制度
・ブロック塀等撤去費補助制度
※詳しくは町ホームページまたは役場2階6番窓口まちづくり推進課までお問い合わせください。

問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎ 28・0944

「Jアラート」による訓練 放送

Jアラート(全国瞬時警報システム)は、緊急地震速報や弾道ミサイル情報などを各自治体の防災行政無線を通じて瞬時に自動放送し、被害の軽減に役立てるシステムです。左記の日程でJアラート動作確認を目的とした訓練放送を行います。本放送とお間違いないようにご注意ください。

▼とき 8月20日(水)11時頃

▼問合せ 防災安全課防災安全グループ ☎ 28・0355

「ねんきんネット」を 利用ください

「ねんきんネット」は、24時間いつでもどこでも、スマートフォンやパソコンからご自身の年金に関する情報確認や各種お手続きが行える非常に便利なサービスとなっております。登録方法や各種機能の詳細は、日本年金機構ホームページ(ねんきんネットで検索)よりご確認の上、ぜひご利用ください。

問合せ

052・524・6855
住民課住民・年金グループ ☎ 28・0966

原子爆弾被爆者の受診 旅費の助成を行っています

被爆者健康手帳をお持ちの方に、対し、愛知県が指定する医療機関で行う健康診断を受ける場合の旅費の一部を助成しています。

対象者

豊山町に住所を有する方で被爆者健康手帳をお持ちの方

▼助成回数 年1回

▼助成額 愛知県内 2,200円

広島市・長崎市 旅客運賃、急行料金、座席指定料金

▼問合せ 福祉課福祉グループ ☎ 28・0912